

# 令和6年度 古河市立三和東中学校

## コンプライアンス推進年間計画

### 1 コンプライアンス研修の目的

地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務を担っている。教職員一人一人がコンプライアンス意識をもち、自らの使命と服務規律の確保に努められるよう、年間を通じて研修する。

### 2 コンプライアンス推進委員会

- (1) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、不登校支援加配、養護教諭、各学年主任、事務係長、コンプライアンス推進委員で構成する。  
<校内の職員のみで実施する場合>
- (2) 月1回開催し、現状と課題を把握し、服務規律に係る研修を推進する。研修は全体研修とともに、学年での研修、個人研修が行えるよう推進する。
- (3) 年3回、学校運営協議会(含 学校関係者評価委員会)開催時に併せて外部人材を加えたコンプライアンス委員会を実施する。

### 3 年間計画 ★：担当によるミニ研修(研修時の司会進行等は、各学年コンプラ推進委員)

	月	研修内容	担当者	研修方法(資料等)	会計年度 任用職員
一学期	4	○教育公務員としての服務規律 ・飲酒運転、体罰、セクハラ、個人情報漏洩、校内徴収金取扱 ・(飲酒機会時の帰宅方法) ○学校徴収金取扱について ○食物アレルギーへの対応  <b>★ハラスメント(セハラ・パハラ等)の防止</b>		・3ない運動+2に関する宣誓書記入 ・「教職員の懲戒処分の指針」 ・「信頼される教職員をめざして」 ・「個人情報の取扱規程」 ・「学校徴収金取扱要項」 ・エビペン使用法 ・「学校におけるセクシャルハラスメント」	
	5	・生徒の人権配慮 ・教員評価面談における指導 ・学校運営協議会(5/30(木))		・「信頼される教職員をめざして」	
	6	<b>★体罰(暴言)の根絶について</b> ・教師の言葉遣い ○熱中症等への対応 ○管理職研修伝達		・学校教育法第11条 ・「体罰防止マニュアル」 ロールプレイ ・「熱中症に気をつけよう」	
	7	<b>★個人情報漏洩防止</b>  ・会計点検		・「夏季における学校の安全管理及び教職員の事故防止について」 ・「信頼される教職員をめざして」	
二学期	8	・生徒理解 ○生徒・保護者アンケートについて ○カウンセリングについて		・「信頼される教職員をめざして」 ・新聞記事等	
	9	○生徒のけが、熱中症への対応  <b>★学校徴収金について</b>		・「信頼される教職員をめざして」	
	10	○事例研修 ・スマホ、メールのトラブル防止 <b>★交通違反について</b>		・新聞記事等	
	11	<b>★わいせつ行為等の根絶について</b> 学校運営協議会(11/ )		・「信頼される教職員をめざして」	
	12	○管理職研修会伝達 <b>★飲酒運転(交通違反)防止</b>  ・会計点検		・管内管理職研修会資料 ・「冬季における学校の安全管理及び教職員事故防止について」	
三学期	1	○生徒・保護者アンケートについて			
	2	○個人情報漏洩防止 ○会計監査について 学校運営協議会(2/ )		・地方公務員法 ・データ保存、廃棄等について	
	3	○教職公務員としての意識の向上 (1年間の振り返り) ・会計監査			

～全ての教職員が「自分事として考える」～